

# 令和3年度 狂犬病予防注射を実施します

次の日程により狂犬病予防注射を実施します。犬を飼われている皆さまは、生涯1回の登録と年1回の狂犬病予防注射を受けさせる義務(狂犬病予防法)があります。都合の良い会場へお出かけください。当日は未登録犬の登録申請も同時に受け付けます。  
 ※予防注射対象犬で、健康に異常のある場合や過去に狂犬病予防接種後に異常をおこしたことがある犬、高齢犬の場合等は獣医師に相談し、必要に応じて動物病院で接種してください。注射を受ける際には、送付されたハガキと料金を持参してください。



1頭当たり ◆注射料 3,600円  
 (新規登録する場合は別途登録料3,000円がかかります)  
 おつりのないようご協力をお願いします。

4月13日(火)	時間	会場
面替公民館	8:50 ~ 9:00	
豊昇地区世代間交流センター	9:10 ~ 9:20	
旧豊昇第2公民館跡	9:30 ~ 9:35	
広戸ごみ集積所前	9:45 ~ 9:50	
草越公民館	10:00 ~ 10:20	
旧向原公民館	10:30 ~ 10:55	
雪窓公園球場入口	11:05 ~ 11:30	

4月16日(金)	時間	会場
旧馬瀬口分団消防第1器具置場前(大東建託前交差点)	8:50 ~ 9:00	
桜ヶ丘遠藤商店南	9:15 ~ 9:25	
西軽井沢公民館	9:40 ~ 10:00	
西軽井沢住宅団地集会所	10:10 ~ 10:30	
役場前	10:45 ~ 11:05	

4月14日(水)	時間	会場
荒町公民館	8:50 ~ 9:00	
上宿公民館	9:10 ~ 9:15	
小田井地区世代間交流センター	9:25 ~ 9:30	
旧児玉公民館	9:40 ~ 9:50	
平和台公民館	10:00 ~ 10:10	
龍神の杜公園駐車場(公園トイレ裏)	10:20 ~ 10:40	
役場前	10:50 ~ 11:10	

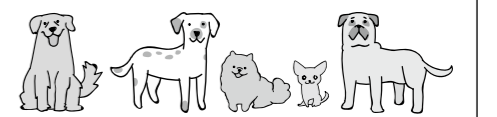
4月28日(水)	時間	会場
旧JA佐久浅間御代田支所 伍賀店	8:50 ~ 9:10	
上宿公民館	9:20 ~ 9:45	
旧JA佐久浅間御代田支所 小沼店	9:55 ~ 10:10	
役場前	10:20 ~ 10:50	

◎予防注射済票・鑑札は、必ず首輪などに付けましょう。  
 ◎犬が死亡・行方不明になった場合、または犬を譲渡した場合は、必ず町民課環境衛生係へご連絡ください。  
 ◎散歩の際の犬の糞は、飼主が必ず持ち帰ってください。マナーを守りましょう!

問い合わせ先 町民課環境衛生係 (32) 3114

## 令和3年度「犬のしつけ方教室」春期教室受講者募集

※秋期教室もあります。



受講受付期間 4月1日(木)~28日(水)  
 受講料 5,000円(動物愛護会年会費1,000円を含む)  
 募集人員 30人(申し込み順)  
 主催 長野県動物愛護会佐久支部  
 受講資格 ●市町村へ登録済の犬 ●元気で動ける犬  
 ●狂犬病予防注射実施済の犬 ●混合ワクチン接種済の犬  
 ●全課程に参加できる犬および飼育者  
 ●動物愛護会佐久支部の会員(受講当日に入会可)

講習内容	日	時	場所
学科講習(開講式)	5月9日(日)	9:30~12:00	佐久合同庁舎401号会議室
実技講習(閉講式)	① 5月16日(日)	9:30~11:30	佐久合同庁舎 駐車場
	② 5月23日(日)		
	③ 5月30日(日)		
	④ 6月20日(日)		
	7月4日(日)		

教室の内容 ●学科講習 犬に関する知識・しつけのポイントなど  
 ●実技講習 飼い主にとってのぞましい行動を増やしていくしつけ

申し込み・問い合わせ先 長野県動物愛護会佐久支部事務局(佐久保健福祉事務所内) 0267(63)4191

# 令和3年度は固定資産税の評価替えの年です

## 【評価替えとは】

土地と家屋の固定資産税は評価額を基に課税されます。地方税法の規定では、3年に一度、評価額を見直すことになっていきます。令和3年度は、評価替えの年に当たり、前回の評価替えからの資産価値の変動に対し、適正で均衡のとれた評価額を算出し、見直します。

## 家屋

家屋の評価額は、国定められた固定資産評価基準に基づき、1月1日の時点で、評価する家屋と同じものを同じ場所に建築した場合の費用(再建築費)を算出します。再建築費に家屋の建築年数に応じた減価率を乗じて評価額を算出します。今回の評価替えは、令和3年1月1日以前に新築された家屋に対し、建築物価の変動と建築年数による減価率に応じた見直しをします。

なお、建築物価の上昇により、評価額が前年度の評価額を上回る場合には、前年度の評価額が据え置かれます。

## 償却資産

償却資産は、取得価額を基に、耐用年数に応じて毎年評価を見直しているため、評価替えはありません。

## 【評価替えの内容】

### 土地

賦課期日である1月1日時点の現況により、宅地・田・畑・山林等、地目ごとに定められた評価方法(地価公示価格、不動産鑑定価格等を参考)で見直します。

なお、評価替えをする年度(基準年度)以外の年度でも地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でない区域の土地については、年度ごとに価格の修正をします。

## 【固定資産】について

### よく聞かれる質問

Q 長年同じ資産を所有しているが、今年から納税通知書が届かなくなったのはなぜ?  
 A 評価の見直し等により、資産の課税標準額が免税点未満となり、固定資産税が課税されなくなつたためです。

## 各資産の免税点

土地	30万円
家屋	20万円
償却資産	150万円

Q 令和3年2月に取り壊した家屋についても、令和3年度の課税対象となりますか?  
 A 固定資産税は、毎年1月1日時点で所有している固定資産が課税対象となります。

したがって、令和3年2月に取り壊された家屋も1月1日に所有していたことになるため、令和3年度も課税対象となります。

## 令和3年度

### 固定資産価格等の縦覧・閲覧

固定資産税の納税者の方は、土地や家屋の評価額等が記載された「土地・家屋価格等縦覧帳簿」を縦覧することができ、また、縦覧期間中は、所有されている固定資産の価格等が記載された固定資産課税台帳を無料で閲覧することができます。この機会にぜひご確認ください。

## 手数料

縦覧期間中の課税台帳閲覧手数料は無料です(コピーが必要な場合は、1枚20円のコピー料金がかかります)。

## 問い合わせ先

税務課資産税係 (32) 3126

## 期間

4月1日(木)~30日(金)  
 (土・日曜日、祝日を除く)

## 時間

午前8時30分~  
 午後5時15分

## 場所

税務課資産税係  
 (役場1階3番窓口)